

医療を受けたときの自己負担は？

老人保健制度と同様に費用の1割または3割(現役並み所得者および同一世帯の被保険者)が自己負担になります。自己負担割合は被保険者証に記載されます。

どんな給付が受けられるの？

老人保健制度と同様の給付が受けられます。

「高額医療・高額介護合算制度」が新設され、後期高齢者医療と介護保険の両方で給付を受けた場合、年間の自己負担額を合算して一定の限度額(年額)を超えたときには、超えた額が支給されます。被保険者が亡くなったときは葬祭費として30,000円が支給されます。

保険料は？

老人保健制度では、被保険者が加入している医療保険にそれぞれ保険料を納めており、職場の健康保険の被扶養者は保険料の負担がありませんでした。

後期高齢者医療制度では、全体の医療費の財源の1割を「保険料」で賄うため、被保険者全員が保険料を納めるようになります。

保険料はどのように決まります

保険料は、被保険者全員で共通に負担する「均等割額」と被保険者の前年中の所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。均等割額と、所得割額を算定する所得割率は県内均一で、広域連合が決定(2年ごとに見直し)します。



平成20~21年度の

【均等割額】	【所得割額】
保険料 = 39,670円 +	前年中の総所得金額等から基礎控除額 (33万円) を控除した額 × 7.35%
(年額)	(所得割率)

※保険料はどんなに所得が高くても年額50万円が上限です。

次の人は保険料の軽減が受けられます

①所得の少ない人は

世帯の所得状況に応じて、保険料の「均等割額」が7割・5割・2割の割合で軽減されます。保険料の軽減を受けるためには、住民税申告等が必要となります。収入がない場合も『収入がない旨の申告』をしてください。

②職場の健康保険などの被扶養者(市町村国保および国保組合加入者を除く)であった人は

後期高齢者医療制度へ移ることで新たな保険料の負担が生じるため、経過措置として、制度加入後から2年間、保険料の所得割額が免除され、均等割額の5割が軽減されます。

平成20年度に限っては、上記の経過措置に加えて、特別措置として、4月から9月までの間は保険料徴収をせず、10月から平成21年3月までの間は保険料の均等割額が9割軽減されます。

保険料はどうやって納めるの？

◎介護保険料と同じように、原則として年金から天引き(特別徴収)されます。ただし、次に該当する人は、口座振替や納付書などによる納付(普通徴収)になります。

- ①年金額が年額18万円未満の人
- ②介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が、年金額の2分の1を超える人

◎保険料の納期は下表のとおり、特別徴収は年6回、普通徴収は年9回になります。(年度途中で被保険者となった人は、納付回数異なる場合があります)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	1期		2期		3期		4期		5期		6期	
普通徴収				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

後期高齢者医療制度についてのおたずねは

●島根県後期高齢者医療広域連合業務課
(☎0852-20-7525)

●市役所保険年金課
(☎21-2211)
(内線 4314
4315
4324)



知っていますか

老人保健制度が4月1日から

『後期高齢者医療制度』に変わります



老人保健制度は3月末で廃止となり、4月から75歳以上(一定の障害の状態にある65歳以上を含む)の人は「後期高齢者医療制度」に変わります。

老人医療費の増加が見込まれる中、医療制度を将来にわたり持続させるために、現役世代と高齢者の負担を明確にし、高齢化社会に対応する公平でわかりやすい制度として創設されます。

対象(被保険者)は？

- ①75歳以上の人
- ②65歳~74歳の人で一定の障害の状態にあり、広域連合の認定を受けた人

現在、老人保健制度で医療を受けている人は、そのまま後期高齢者医療制度の対象(被保険者)になります。

4月からは現在加入している国民健康保険や職場の健康保険等の医療保険から離れ、新たな「後期高齢者医療制度」に加入(移行)して医療サービスなどを受けることになります。特に加入の手続きは必要ありません。

ただし、老人保健制度で障害認定を受けている65歳~74歳の人については、障害認定の撤回申請を行って、後期高齢者医療制度には加入せずに、現在加入している国民健康保険や職場の健康保険等で引き続き医療サービスを受けることもできます。

【障害認定の撤回申請について】

3月31日(月)までに障害認定の撤回申請をされた場合は、後期高齢者医療制度に移行しません。ただし、申請時期により後期高齢者医療制度の被保険者証の発送や、保険料の年金からの徴収を行ってしまう場合があります。(徴収された保険料は後日還付します。)

また、75歳までの間は、いつでも障害認定申請の撤回の届出ができますが、その場合、さかのぼって資格を喪失することはできませんのでご注意ください。

運営主体や窓口は？

運営主体は、県内すべての市町村で構成する「島根県後期高齢者医療広域連合」で、窓口業務は出雲市(各市町村)で行います。

広域連合…保険料の決定、被保険者の資格管理、医療給付などの制度運営

出雲市…保険料の徴収、届出・申請の受け付け、保険証の引き渡しなどの窓口業務

被保険者証は？

「後期高齢者医療被保険者証」を被保険者一人一枚発行します。被保険者証(さくら色)は、3月中に配達記録郵便によって郵送します。

配達記録郵便とは…

郵便局の配達員から直接受け取る方法です。不在のときには不在連絡票がおかれます。この場合、配達日を指定することができますので、都合の良い日に再配達を希望されるか、郵便局で直接受け取ってください。

